

第2期 昭和村子ども・子育て支援事業計画

計画期間：令和2年度～令和6年度

令和2年3月

昭 和 村

目次

第1章 第2期計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の策定体制.....	3
4. 計画の期間.....	3
第2章 昭和村の子ども・子育て家庭を取り巻く状況.....	4
1. 人口・世帯の状況.....	4
2. 保育の状況.....	7
3. 放課後児童クラブの状況.....	8
4. 子育て世帯の状況.....	9
第3章 計画の基本理念と目標.....	11
1. 計画の基本理念.....	11
2. 計画の基本的な視点.....	11
3. 計画の基本目標.....	12
4. 計画の体系.....	13
5. 行動計画.....	14
第4章 子ども・子育て支援事業の実施.....	16
1. 教育・保育提供区域の設定.....	16
2. 幼児期の教育・保育の量の見込み.....	16
3. 幼児期の教育・保育の確保方策.....	17
4. 地域子ども・子育て支援事業について.....	17
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	18
第5章 計画の推進.....	22
1. 推進の体制.....	22
2. 計画期間中の見直しについて.....	22

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、国では平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

これに基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目指していくこととされています。

「子ども子育て支援法」に基づき、平成27年度から「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、その一方で次世代の社会を担う子どもの健全な育成のための「次世代育成支援対策推進法」が10年延長され、「市町村行動計画」については策定が任意化されています。

昭和村においても、平成17年度からの「昭和村次世代育成支援行動計画」（前期計画）、平成22年度からの「昭和村次世代育成支援行動計画」（後期計画）、平成27年度からの「昭和村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これらの計画に沿って施策の展開を図ってきました。しかし、本村においても少子化や核家族化、女性の社会進出による低年齢時保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

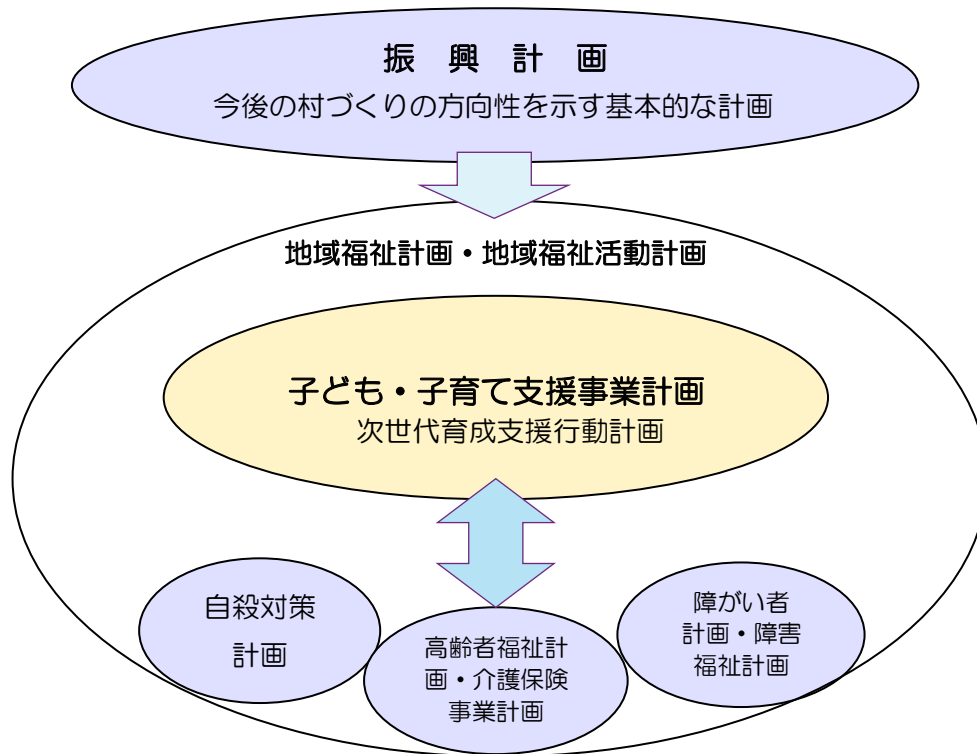
以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「第2期昭和村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして策定します。

また、本計画は、本村のむらづくりの指針となる「昭和村振興計画」を上位計画とし、福祉分野の上位計画である「昭和村地域福祉計画・昭和村地域福祉活動計画」や関連する個別計画と整合・連携を図ります。

■ 振興計画との一体性の確保



【参考】

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3. 計画の策定体制

①子育て支援に関するアンケート調査

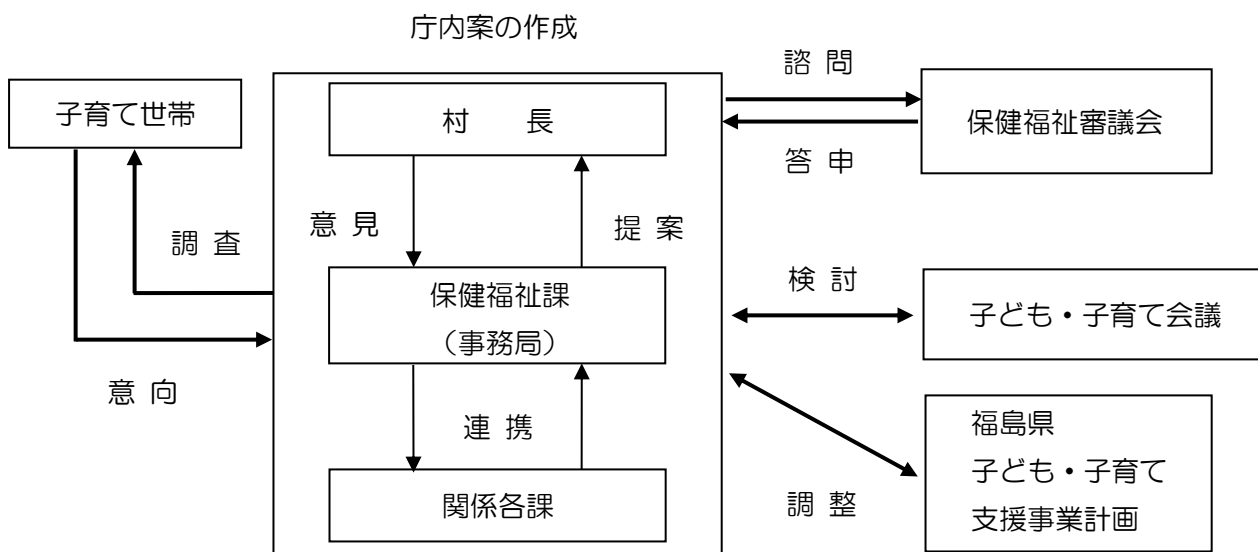
小学生までの子どものいる世帯を対象に子育て支援に関するアンケート調査を実施しました。

②昭和村子ども・子育て会議

保護者の代表、主任児童委員、生活支援コーディネーター、教育委員会、保健福祉課による「昭和村子ども・子育て会議」を開催し、計画の方向性を整理しました。

③昭和村保健福祉審議会

保健・福祉・医療・教育関係者、学識経験者、行政職員等を委員とする「昭和村保健福祉審議会」にて、計画内容の検証を行いました。



4. 計画の期間

計画推進スケジュール

H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
第5次昭和村振興計画（後期）					第6次昭和村振興計画（前期）※R7まで				
第1期昭和村子ども・子育て支援事業計画					第2期昭和村子ども・子育て支援事業計画				

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」の第61条の規定にもとづき、5年を1期として策定するものとされており、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画の施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

第2章 昭和村の子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1. 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

昭和村の人口は年々減少傾向にあり、平成27年に1,322人だった人口が令和元年度には1,218人と104人の減となっています。

昭和村の人口の推移

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0～14歳	85 (6.4%)	77 (6.0%)	68 (5.4%)	67 (5.4%)	70 (5.7%)
15～64歳	512 (38.7%)	496 (38.4%)	485 (38.4%)	478 (38.7%)	471 (38.7%)
65歳以上	725 (54.8%)	717 (55.6%)	709 (56.2%)	691 (55.9%)	677 (55.6%)
合計	1,322	1,290	1,262	1,236	1,218

資料：国勢調査、推計人口（各年度10月1日現在）

(2) 児童人口の推移

昭和村の児童人口は年々減少傾向にあり、平成27年に103人だった児童人口が令和元年度には85人と18人の減となっています。

昭和村の児童人口の推移

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0～5歳	26	24	21	19	22
6～11歳	24	25	26	22	24
12～14歳	34	29	25	25	21
15～17歳	19	21	20	21	18
合計	103	99	92	87	85

資料：住民基本台帳人口（各年度4月1日現在）

(3) 世帯の状況

昭和村の世帯の家族類型は、「単独世帯」が37.9%と最も割合が高く、福島県や国と比較すると、「夫婦のみの世帯」(27.6%)の割合が高く、「夫婦と子どもの世帯」(9.3%)の割合が低くなっています。

世帯の家族類型

区分	一般世帯	単独世帯	核家族世帯				その他の世帯
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども	
昭和村	615 世帯 100.0%	233 世帯 37.9%	170 世帯 27.6%	57 世帯 9.3%	8 世帯 1.3%	54 世帯 8.8%	93 世帯 15.1%
福島県	100.0%	30.6%	18.5%	23.2%	1.5%	8.2%	18.0%
国	100.0%	34.5%	20.1%	26.8%	1.3%	7.6%	9.7%

資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

(4) ひとり親世帯の状況

昭和村のひとり親世帯は、母子世帯が1世帯(0.2%)、父子家庭が0世帯となっており、福島県や国の割合と比較すると、低くなっています。

ひとり親世帯

区分	世帯	ひとり親世帯			
		母子世帯		父子世帯	
		実数	割合	実数	割合
昭和村	615 世帯	1 世帯	0.2%	0 世帯	0.0%
福島県	730,013 世帯	10,792 世帯	1.5%	1,246 世帯	0.2%
全国	53,448,685 世帯	754,724 世帯	1.4%	84,003 世帯	0.2%

資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

※ひとり親世帯とは、未婚・死別又は離別の女（男）親と、未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯のこと

(5) 婚姻の状況

20～30代の未婚率は、福島県と比較するとすべての年代で高くなっています。

昭和村の配偶関係別人数

(単位：%)

区分	未婚	有配偶	死別	離別
昭和村 20～24歳	92.9	7.1	0.0	0.0
昭和村 25～29歳	67.5	30.0	0.0	2.5
昭和村 30～34歳	42.5	51.1	0.0	6.4
昭和村 35～39歳	38.7	54.8	0.0	6.5
福島県 20～24歳	89.8	9.5	0.0	0.7
福島県 25～29歳	62.5	35.3	0.0	2.2
福島県 30～34歳	39.8	55.7	0.1	4.4
福島県 35～39歳	29.3	64.3	0.2	6.2

資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

(6) 合計特殊出生率の推移

昭和村の場合、人口が少ないため各年でばらつきがあり動向が把握できませんが、福島県や国と比較するとおおよそ少なくなっています。

昭和村の合計特殊出生率の推移

(単位：人)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
昭和村	0.85	1.20	2.17	1.29	0.98
福島県	1.58	1.58	1.59	1.57	1.53
国	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42

資料：庁内資料

※合計特殊出生率：一人の女性が生涯に生むと見込まれる子どもの数を表すものであり、その年の15歳から49歳までの女性が生んだ子どもの数を元に算出されます。

(7) 女性の労働の状況

福島県や国では出産・育児による30代の離職が多くなる傾向がありますが、昭和村では労働力率は高く、子育て期においても働いている女性が多いことがわかります。

昭和村の女性の労働力率

(単位：%)

区分	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
昭和村	9.1	100.0	80.0	80.8	85.7	78.3	92.9	86.4	79.1
福島県	12.7	74.6	80.5	76.0	77.6	80.0	80.7	79.1	72.0
国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4

資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

2. 保育の状況

(1) 保育所の状況

本村の保育所は、公立の保育所が1か所、定員数は45人で保育士3人となっており直近5年間では変わっておりません。入所待機児童数は直近の5年間は0人となっています。

保育所入所児童数の推移

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
認可保育所数（力所）		1	1	1	1	1
定員数（人）		45	45	45	45	45
入所対象児童数（人） ※1歳～5歳児		32	31	26	22	27
入所児童数	合計（人）	22	20	15	10	18
	0歳児（人）	0	0	0	0	0
	1歳児（人）	1	2	0	0	2
	2歳児（人）	4	2	2	0	2
	3歳児（人）	4	5	3	4	4
	4歳児（人）	7	4	5	3	5
	5歳児（人）	6	7	5	3	5
入所率（%）		68.8%	64.5%	57.7%	45.5%	66.7%
入所待機児童数（人）		0	0	0	0	0
保育士数（名）		3	3	3	3	3

資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

(2) 家庭的保育事業の状況

平成28年度から平成30年度まで、仕事や病気などで家庭での保育ができない保護者に代わり、生後6ヶ月から3歳未満までの乳幼児を、家庭的保育者（保育ママ）の自宅で預かる家庭的保育事業を実施しました。

利用入所児童数の推移

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
設置数（力所）		0	1	1	1	0
定員数（人）		0	1	1	2	0
利用児童数	合計（人）	0	0	1	2	0
	0歳児（人）	0	0	0	0	0
	1歳児（人）	0	0	1	1	0
	2歳児（人）	0	0	0	1	0
入所率（％）		0.0％	0.0％	3.8％	9.1％	0.0％
入所待機児童数（人）		0	0	0	0	0
保育士数（名）		0	1	1	1	0

資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

3. 放課後児童クラブの状況

本村には放課後児童クラブを1カ所設置しており、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（小学1年生～6年生）に対し、授業の終了後等に公民館を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全育成を図っています。平成28年度から内容を拡充し、利用者も増加しています。

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
児童クラブ数（力所）	1	1	1	1	1
登録数（人）	2	18	25	23	16
平均利用者数 ※平日（人）	2.0	10.5	12.1	9.0	5.4
平均利用者数 ※長期休業（人）	0	7.4	11.7	9.4	5.6
支援員数（人）	1	2	2	2	2

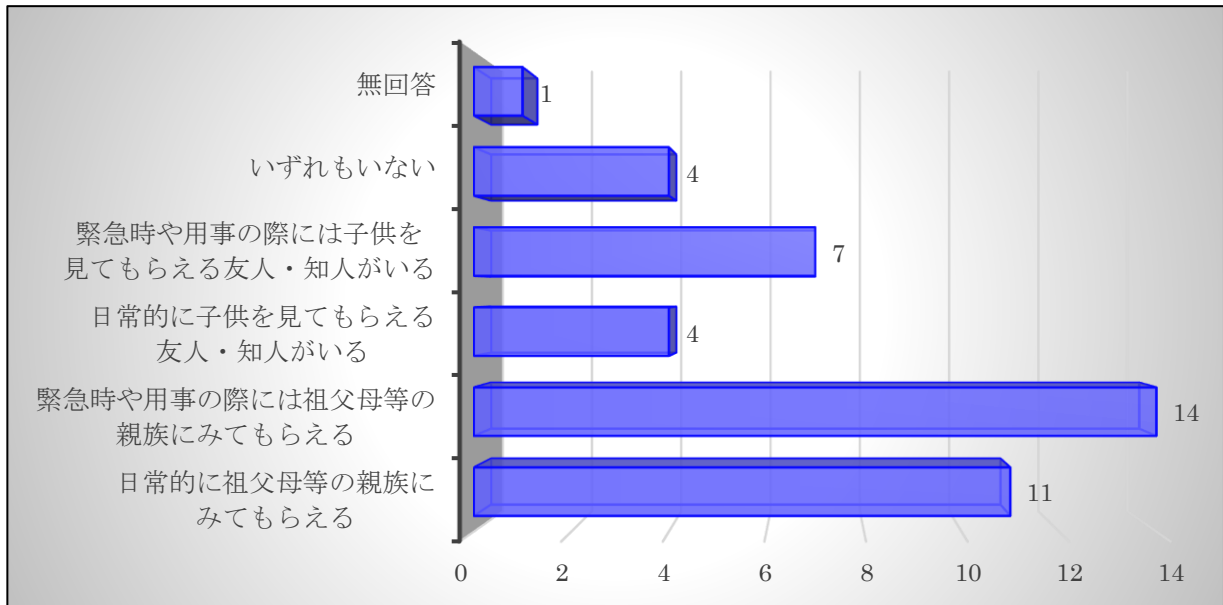
資料：庁内資料

4. 子育て世帯の状況

平成31年3月に、小学生までのお子さんがある保護者を対象として「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

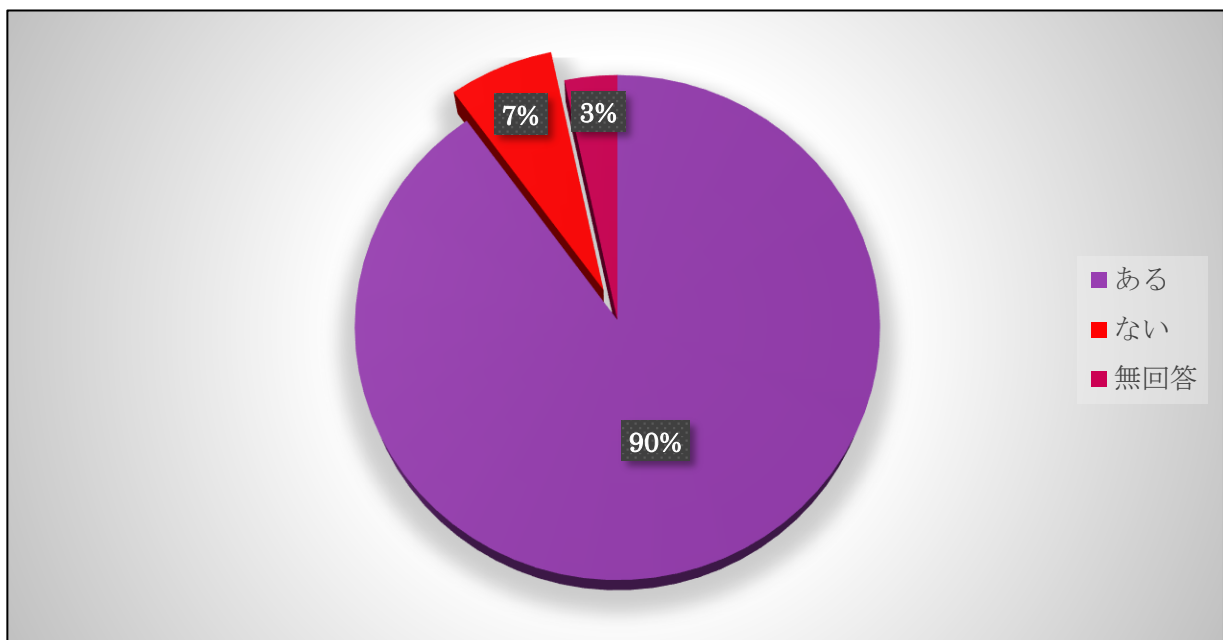
※配布数37件、回収数30件、回収率81%

(1) 日頃、お子さんをみてもらえる親族や知人はいますか（複数回答可）（単位：件）



祖父母等の親族にみてもらえると回答した方が多い中、「いずれもない」という回答も4件ありました。

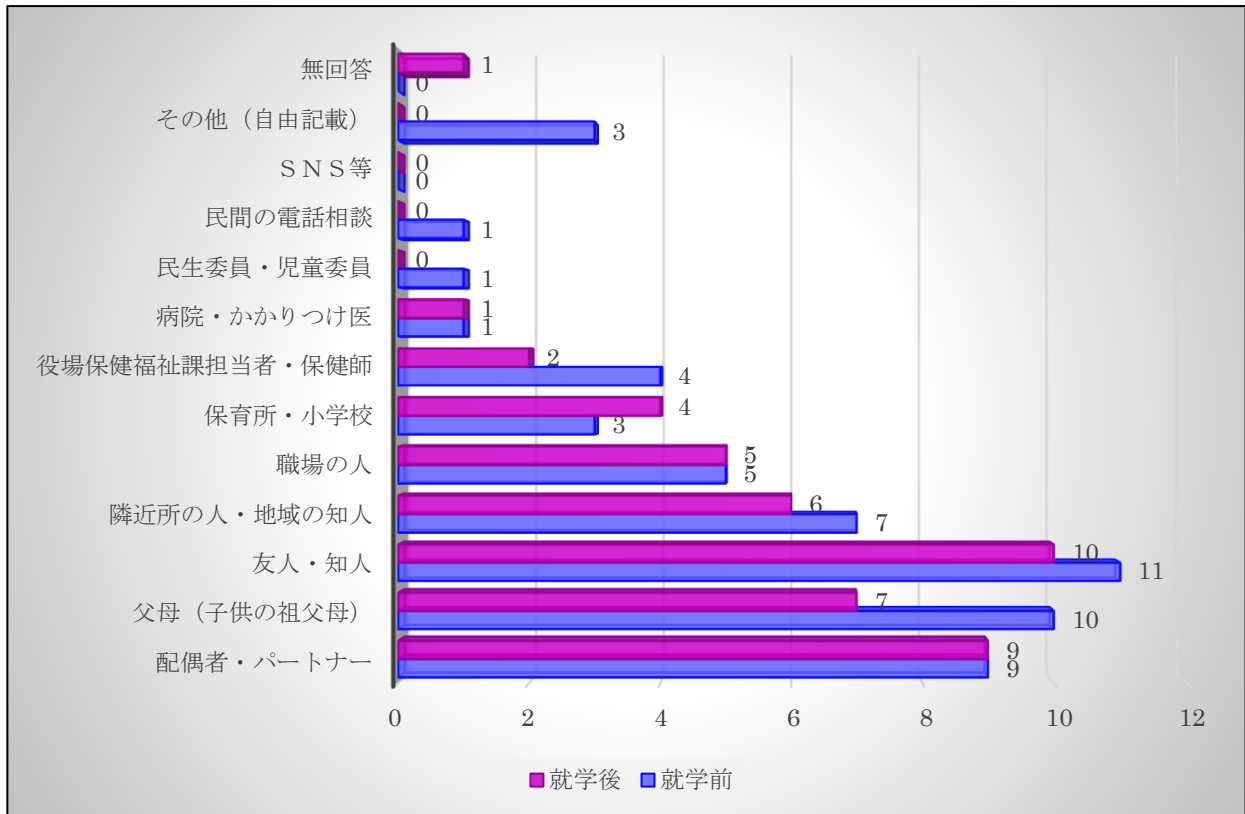
(2) 子育てをするうえで気軽に相談できる人や場所はありますか



「ある」と回答した方が90%ですが、「ない」という回答も2件ありました。

(3) (2) であると回答した方の、気軽に相談できる先は誰（どこ）ですか（複数回答可）

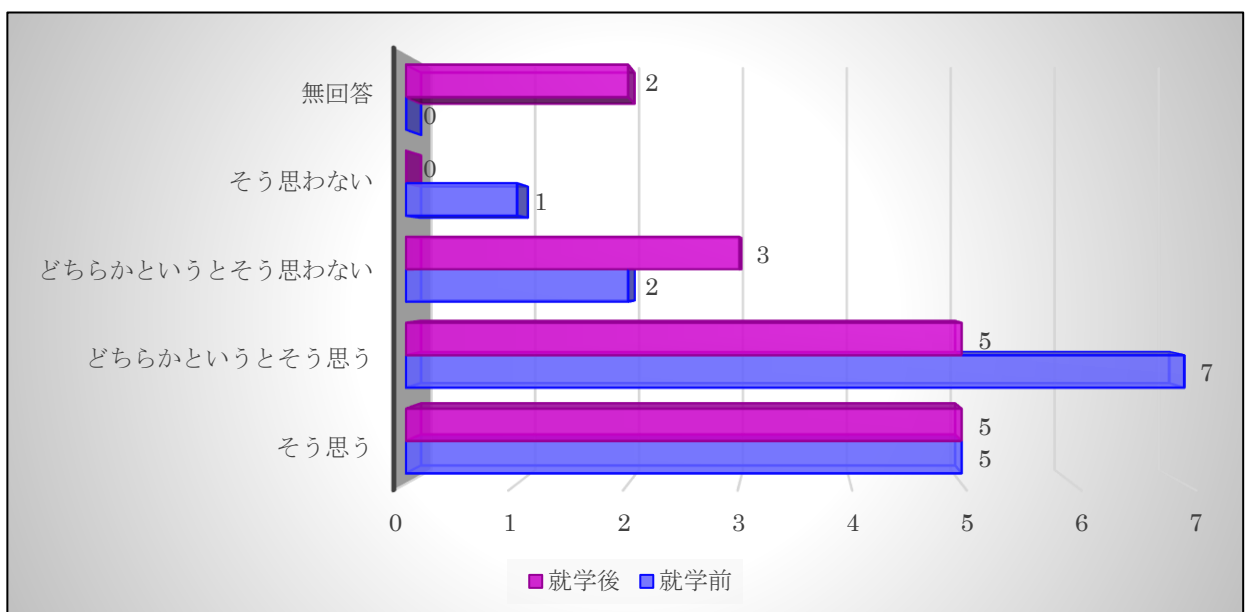
(単位：件)



相談相手としては「友人・知人」、「配偶者・パートナー」、「父母（子どもの祖父母）」が多くなっていますが、次に「隣近所の人・地域の知人」が多く地域のつながりの強さがうかがえます。

(4) 昭和村は子育てしやすい村だと思いますか

(単位：件)



子育てしやすい村だと思うと回答された方が多い中、特に村外からの移住者にとっては「そう思わない」という意見がありました。

1. 計画の基本理念

和をもって 子どもの笑顔をつくる村 しょうわ

安心して子どもを産み育てられる環境づくりには、すべての村民と行政が連携・協働しながら、村ぐるみで取り組むことが大切です。

豊かな自然に包まれ、人と人とのつながりが強い、小さな村の特性を活かしながら、地域全体のふれあいの中で郷土を愛し、たくましい子どもが育つ村づくりを目指します。

2. 計画の基本的な視点

(1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重しながら“子育て・子育て”支援に取り組めます。また、子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

(2) サービス利用者の視点

移住者の増加による核家族化や、価値観の多様化に伴い、子育て支援に係る多様なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立って総合的に取り組めます。また、利用者が安心してサービスを利用できるように、人材育成に努め、サービスの評価を行いながら質の向上を図ります。

(3) 地域での支え合いの視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域全体で子育ての支援を積極的に進めていくことができるよう支え合いの仕組みづくりに取り組めます。

3. 計画の基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、3つの基本的な視点の中で、次の6つを基本目標として、総合的に施策を推進します。

基本目標1 教育・保育環境の充実

安心してゆとりある子育てができるよう、幼児期の保育サービスの充実に努めます。
また、地域の特色を生かし、魅力ある学校教育を推進します。

基本目標2 子育て支援の充実

すべての子育て家庭に対し、様々な支援サービスの充実に努め、不安や悩みの軽減につなげます。
また、地域全体で子育てを支援できるような環境づくりに努めます。

基本目標3 親と子どもの健康づくりの推進

安心して子どもを産み、育てるために、妊娠早期から親と子どもの心身の健康管理を支援します。
また、子どもの健やかな成長のため、食育や健康づくりを推進します。

基本目標4 仕事と子育ての両立支援

子育て家庭において仕事と生活の調和を実現するため、啓発活動を推進します。

基本目標5 生活環境の整備

子どもが事故や犯罪に遭わないよう防止対策を推進します。
また、身近な活動の場の確保と整備を推進します。

基本目標6 援助を必要とする子どもや家庭への支援

いじめや児童虐待の被害を受けた子どもや、生まれながらに障がいを持った子どもなど、援助を必要とする子どもやひとり親などの家庭への支援を推進します。

4. 計画の体系

〈基本理念〉 和をもって 子どもの笑顔をつくる村 しょうわ

〈視点〉 子どもの視点・サービス利用者の視点・地域での支え合いの視点

基本目標1 教育・保育環境の充実

基本施策1 学校教育の充実

基本施策2 保育環境の充実

基本目標2 子育て支援の充実

基本施策1 相談体制の充実

基本施策2 子育てに関する情報の提供

基本施策3 体験活動や世代間交流の実施

基本施策4 放課後児童健全育成事業の推進

基本施策5 子育て世代の経済的負担の軽減

基本目標3 親と子どもの健康づくりの推進

基本施策1 妊産婦の健康づくり

基本施策2 子どもの健康づくり

基本目標4 仕事と子育ての両立支援

基本施策1 就労環境の見直しの普及啓発

基本目標5 生活環境の整備

基本施策1 子どもの安全確保

基本施策2 活動の場の確保と整備

基本目標6 援助を必要とする子どもや家庭への支援

基本施策1 いじめ児童虐待防止体制の充実

基本施策2 ひとり親家庭への支援

基本施策3 障がいのある子どもや家庭への支援

5. 行動計画

基本目標1 教育・保育環境の充実

基本施策1 学校教育の充実

義務教育としての9年間を見通した教育を実現する小中連携教育など、児童生徒が特色ある教育環境で学ぶことができるよう、教育施設整備の充実を図るとともに、一人一人の個性と能力を伸ばし、生きる力と豊かな人間性の形成を学校・家庭・地域と連携して進めます。

また、昭和村の特性を生かした個性ある教育を実現するとともに、誰もが集団の中で平等に、そして快適に教育が受けられるきめ細かな教育サポートを実現します。

基本施策2 保育環境の充実

共働きの家庭が増え、保育所の利用率も増加していることから、職員の確保と人材育成に努めるとともに施設の安全管理を行い、保育環境の充実を推進します。

また、多様化する保育ニーズへの適切な対応にも努めます。

基本目標2 子育て支援の充実

基本施策1 相談体制の充実

子育て世代包括支援センター（すみれ荘）において妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援を行います。

また、乳幼児の家庭訪問や乳幼児健診等において、育児相談や発達相談に応じ、専門機関との連携を図りながら支援を行います。

基本施策2 子育てに関する情報の提供

子育てに関する正しい知識や乳幼児の事故防止に関する普及啓発を行います。

また、村で行っている事業等について、子ども・子育て支援ガイドブックやホームページを活用し周知を行います。

基本施策3 体験活動や世代間交流の実施

将来の昭和村を担う子どもたちが、愛着と誇りを持って村づくりを担うことができるよう、様々な体験活動や世代間交流を行う機会づくりに努めます。

基本施策4 放課後児童健全育成事業の推進

仕事と子育ての両立を支援するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の遊び及び生活の場を確保するため、昭和村放課後児童クラブにおいて、安全対策に努めながら見守りを行います。

基本施策5 子育て世代の経済的負担の軽減

子育て中の家庭に対し経済的負担が軽減できるよう、保育料の無償化、子どもの医療費の助成、児童手当、乳児育児用品の支給など各種支援施策の実施及び活用に努めます。

基本目標3 親と子どもの健康づくりの推進

基本施策1 妊産婦の健康づくり

妊産婦に対して、出産、育児、健康づくりに関する情報提供を行うとともに、妊婦健診費用の無料化や産後ケアに係る助成により継続的な支援を行います。

基本施策2 子どもの健康づくり

定期的な乳幼児の健康診査や、予防接種費用の助成と接種率向上のための取り組みを実施し、健康の保持・増進を支援します。

また、健全な食生活を実践できる力を育むため、食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

基本目標4 仕事と子育ての両立支援

基本施策1 就労環境の見直しの普及啓発

男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みを推進します。

基本目標5 生活環境の整備

基本施策1 子どもの安全確保

子どもの交通事故や犯罪被害を防止するための活動や教育を実施し、関係機関と連携した安全対策を推進します。

基本施策2 活動の場の確保と整備

身近な遊び場となる屋内外の施設等の安全管理に努め、必要に応じた整備を図ります。

基本目標6 援助を必要とする子どもや家庭への支援

基本施策1 いじめ児童虐待防止体制の充実

いじめや児童虐待を未然に防ぎ、また虐待に遭った子どもを早期に発見し支援していくためにも関係機関との連携・情報共有を密にし、子どもの安全を最優先に迅速かつ的確な対応に努めます。

基本施策2 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭では仕事と子育ての両立が必要不可欠であることから、相談体制を充実させ、福祉サービスの情報提供を行い、生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な取り組みを実施します。

基本施策3 障がいのある子どもや家庭への支援

乳幼児期を含め早期からの相談支援体制を整備し、関係機関が連携して支援を行います。

また、福祉サービスの情報提供を行い、就学支援、経済的支援など総合的な取り組みを実施します。

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法において、市町村は「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、昭和村では子どもの人数や資源の状況を踏まえ、基本的な教育・保育提供区域として村全体を1区域と設定します。

2. 幼児期の教育・保育の量の見込み

子どもの人口推計から算出した教育・保育の量の見込み（保育所等を利用する子どもの数）を年度ごとに集計した表が以下になります。

本村において3歳児クラス対象児以上の子どもはほぼ保育所に入所していることから、3歳児クラスから5歳児クラス対象の子どもは全員保育の必要性があると見込みます。

計画年度別教育・保育の量の見込み	R2	R3	R4	R5	R6	
就学前子どもの人数 (0～5歳児クラス対象児)	28	26	24	24	23	
1号 保育の必要性なし	0	0	0	0	0	
2号 保育の必要性あり (3～5歳児クラス対象児)	13	12	12	12	11	
3号 保育の 必要性あり	0歳児クラス 対象児	0	0	0	0	0
	1～2歳児クラス 対象児	6	5	5	5	5
2号と3号の合計（保育所総利用者）	19	17	17	17	16	
教育・保育を利用しない子ども (家庭で保育ができる等)	9	9	7	7	7	

※1号（認定子ども）・・・満3歳以上の子どもで、保育の必要性がないとされた子ども

※2号（認定子ども）・・・満3歳以上の子どもで、保育の必要性があるとされた子ども

※3号（認定子ども）・・・満3歳未満の子どもで、保育の必要性があるとされた子ども

※量の見込みは各年度4月1日時点の利用者見込み数。

3. 幼児期の教育・保育の確保方策

村においては、保育所等の利用希望があるのに利用できない待機児童はおらず、保育を必要とする子どもは村内の保育所や近隣市町村の広域入所で保育需要量は十分に満たされています。

現在3歳児クラス対象児以上の子どもはほぼ公立保育所に入所していますので、1号認定対象者を見込まず、計画を策定します。

計画年度別教育・保育の提供体制		R2	R3	R4	R5	R6
1号 保育の必要性なし		0	0	0	0	0
2号 保育の必要性あり (3～5歳児クラス対象児)		35	35	35	35	35
3号 保育の 必要性あり	0歳児クラス 対象児	0	0	0	0	0
	1～2歳児クラス 対象児	10	10	10	10	10
2号と3号の合計（保育所総利用者）		45	45	45	45	45

4. 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業とは、「子ども・子育て支援法」第59条に掲げられている下記13事業のことをいい、市町村は地域の実情に応じて事業を実施することとなっています。

<子ども・子育て支援事業の一覧>

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑤(1)養育支援訪問事業
(2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①利用者支援事業

事業内容：子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

設置状況：平成30年度から昭和村保健医療福祉総合センター内に「昭和村子育て世代包括支援センター」を設置し、保健師が相談に応じ妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っています。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

事業内容：公共施設、保育所及び児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流、育児相談、情報提供等を行います。

実施状況：当事業は未実施ですが、「昭和村子育て世代包括支援センター」での支援や、つききクラブを週1回開催し親子の交流の場を提供しています。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み（人日）	—	—	—	—	—
確保方策（人日）	—	—	—	—	—

③妊婦健康診査

事業内容：妊婦の健康の保持・増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査の費用助成を行います。

実施状況：全妊婦に対して15回の妊婦健康診査の費用助成を行っています。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み（人回）	75	75	75	75	75
確保方策（人回）	75	75	75	75	75

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業内容：生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握・助言を行います。

実施状況：生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を1回訪問しています。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み（人回）	5	5	5	5	5
確保方策（人回）	5	5	5	5	5

⑤(1)養育支援訪問事業

事業内容：養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行います。

実施状況：本事業は未実施ですが、乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健施策を通じて必要な支援を行っていきます。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み（人回）	—	—	—	—	—
確保方策（人回）	—	—	—	—	—

⑤(2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

事業内容：要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るための取組に対する支援を行います。

実施状況：本事業は未実施ですが、担当者間の連携を密にして要保護児童対策を行っていきます。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み（箇所）	—	—	—	—	—
確保方策（箇所）	—	—	—	—	—

⑥子育て短期支援事業

事業内容：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

実施状況：本事業は未実施ですが、今後のニーズを踏まえ、事業の実施を検討します。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み（人回）	—	—	—	—	—
確保方策（人回）	—	—	—	—	—

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業内容：乳幼児や小学生等の児童の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行う者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

実施状況：本事業は未実施ですが、昭和村社会福祉協議会の「住民支え合い事業」で同様の支援を行っています。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み（箇所）	—	—	—	—	—
確保方策（箇所）	—	—	—	—	—

⑧一時預かり事業

事業内容：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、昼間において、保育所等で一時的に預かります。

実施状況：本事業は未実施ですが、今後のニーズを踏まえ、事業の実施を検討します。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み（人日）	—	—	—	—	—
確保方策（人日）	—	—	—	—	—

⑨延長保育事業

事業内容：保育の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施します。

実施状況：本事業は未実施ですが、今後のニーズを踏まえ、事業の実施を検討します。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み（人日）	—	—	—	—	—
確保方策（人日）	—	—	—	—	—

⑩病児保育事業

事業内容：病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

実施状況：本事業は未実施ですが、今後のニーズを踏まえ、近隣市町村や医療機関との連携を図りながら事業の実施を検討します。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み（人日）	—	—	—	—	—
確保方策（人日）	—	—	—	—	—

⑪放課後児童健全育成事業

事業内容：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後や長期休業中に公民館等で適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

実施状況：平成 28 年度から対象児童を小学 3 年生から小学 6 年生へと拡大し、支援員を配置することより活動の充実を図りました。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み（人）	21	19	20	21	22
内 1,2,3 年	11	11	9	10	10
内 4,5,6 年	10	8	11	11	12
確保方策（人）	30	30	30	30	30

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容：保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用を助成します。

実施状況：本事業は未実施ですが、今後のニーズを踏まえ、事業の実施を検討します。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み（人）	—	—	—	—	—
確保方策（人）	—	—	—	—	—

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容：特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置や運営を促進します。

実施状況：本事業は未実施ですが、今後のニーズを踏まえ、事業の実施を検討します。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み（箇所）	—	—	—	—	—
確保方策（箇所）	—	—	—	—	—

1. 推進の体制

本計画を推進していくために、定期的を開催している「課長会議」、「係長会議」において庁内の情報を共有し、全庁的に計画の推進に取り組みます。

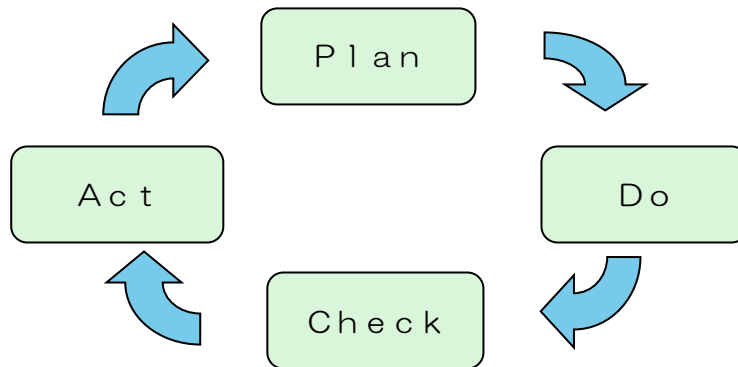
また、関係機関や民間団体等から構成される「子ども・子育て会議」、「昭和村保健福祉審議会」において、関係機関等の意見や提案を取り入れながら、行政と民間の連携強化を図り、総合的に取り組みます。

2. 計画期間中の見直しについて

子どもと子育てをする親を取り巻く環境は、時流にともない変化していきます。

本計画は、理念だけのものに終わらず、時流に対応した現実的な事業計画として推進していくために、計画に定める事項について、定期的な調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときは、計画期間中においても本計画の見直し・変更その他必要な措置を講じるもの（PDCAサイクル）とします。

■PDCAサイクルのイメージ



計画 (Plan)	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画策定に当たっての基本的な考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する量の見込みを提示する。
実行 (Do)	<ul style="list-style-type: none"> 計画の内容を踏まえ、事業を実施する。
評価 (Check)	<ul style="list-style-type: none"> 成果目標及び活動指標については、年1回は事業実績を把握し、子育て支援施策や関連施策の動向も踏まえながら、子ども・子育て支援事業計画の分析・評価を行う。 評価の際には、昭和村保健福祉審議会等の意見を聴くとともに、その結果の公表を検討する。
改善 (Act)	<ul style="list-style-type: none"> 評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、子ども・子育て支援事業計画の見直し等を実施する。